

事故報告書の提出について

資料5-5

令和6年4月から、事故報告書の提出について、従来のメールやFAXによるものから、電子申請システム(オンライン手続かわさき)での受付に運用を変更します。

電子申請フォームのURLは次のとおりです。

<https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/d9788691-a7e2-42c9-bcc6-2ed2723f37b0/start>

事故報告書を提出する場合でも、事故の内容によっては、川崎市への電話による報告をお願いしています。特に、重大事故や緊急搬送、抜け出し・置き去り・誤食等の事案は、速やかに市へご一報ください。

教育・保育施設等における事故報告の取扱いについては、次のスライドもご参考ください。

事故報告書の提出について

資料5-5

川崎市家庭的保育事業等の認可・運営基準に関する取扱要綱第11条に基づき、保育時間中に起きた事故(怪我、置き去り、誤食等)については、市へ報告が必要です。

		報告方法	提出期限	備考
重大事故	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡事故 ・意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの) ・治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故 	市へ一報 (電話連絡) + 報告書	原則 事故発生当日 *遅くとも事故発生翌日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関を受診した場合は、軽微なもので1回限りの受診であっても事故報告書の提出が必要です。 ・事故の状況によっては、各区保育総合支援担当と保育第2課が現場に訪問をして、状況の確認や検証等をする場合があります。 ・電話での即時連絡が必要か判断に悩む場合にも、念のため市へご連絡ください。
通常事案	医療機関を受診 施設において市に連絡を要すると判断される場合 (例:緊急搬送、怪我対応により保護者から市に苦情が入る可能性がある場合等)		報告書	
その他	施設からの抜け出し、園外保育時の置き去り、見失い、誤食・誤飲等市への報告が必要と判断されるもの	市へ一報 + 報告書		

※本市への事故報告書は、本市様式と同内容が記載されたものであれば、独自様式でも構いません。国への事故報告が必要と判断した場合、本市から国様式を提供しますので、提出してください。